2023年度
第4回業務委員会
資料№3-1

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第32回）審議概要

１．日　時　第32回　2023年11月9日（木）　13:30～15:00

２．場　所　体面＋オンライン会議

３．出席者＜委員＞
山内座長、男澤委員、木山委員、草薙委員、小林委員、武田委員、橋本委員、原委員
平野委員、二村委員、又吉委員、松村委員
＜オブザーバー＞

小野　透	一般社団法人日本経済団体連合会 資源・エネルギー対策委員会 企画部会長代行
佐々木 秀明	電気事業連合会　理事・事務局長
出口　尚平	東京電力エナジーパートナー株式会社　ガス事業部長
中島　俊朗	石油資源開発株式会社 取締役常務執行役員
早川　光毅	一般社団法人 日本ガス協会　専務理事
冨士元 宏明	ENEOS株式会社 執行役員 ﾘｿｼｰｽﾞ＆ﾊﾟﾜｰｶﾝﾊﾟﾆｰ ガス事業部長
籔内　雅幸	一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 専務理事
山本　剛	株式会社INPEX 国内エネルギー事業本部 事業企画ユニット ジェネラルマネージャー

＜経済産業省＞
福田ガス市場整備室長、 他

４．議事次第
(1) 都市ガスのカーボンニュートラル化について

５．議事概要
都市ガスのカーボンニュートラル化に係る今後の議論について

● 中間整理までの経緯

2023年2月より6回の議論を行い、6月に「都市ガスのカーボンニュートラル化について中間整理」を取りまとめた。本日の審議では、6月以降どのような制度の動きがあるのか進捗の紹介と中間整理で出ていた方向性を再度復習させていただき、今後の具体的な政策の検討について進めていく。

● 関連政策の主な動き

・　ＧＸ経済移行債を活用し幅広い分野において投資を促進しているという観点で議論が進められている。民間企業のみでは投資判断が困難な事業を対象とし、産業競争力強化・経済成長及び排出削減の実現に貢献するものであり、優先順位の高いものから支援していく。

・　水素・アンモニア政策小委員会では、価格差に着目した支援について議論が行われている。

・　需要側に対するＧＸの動きを促進する観点で、ＧＸ実現に向けた専門家ＷＧでは科学分野の需要側においてＣＯ２排出源であるナフサ分解炉の熱源や石炭火力の燃料を、水素・アンモニア等へ燃料転換等の対象について支援を行っていく議論が行われている。また、省エネ補助金等の既存支援策を活用し民間投資加速させることも併せて議論されている。

・　このような投資策が新たな市場創出・利用拡大につながってカーボンニュートラル化につながっていくためには、適切な規制・制度についても検討していくことが必要。

● 規制・制度の在り方

エネルギー供給構造高度化法では、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たす余剰バイオガスの８０％以上を利用することが目標とされており、事業者は達成に向けて対応している。このバイオガスについては、一定分を託送供給料金原価に含めるこ

とが可能となっている。

バイオガス調達量の絶対量が少なく、かつ減少傾向にあること、また、対象とする非化石エネルギーに合成メタンが含まれていないことから、高度化法における目標設定や対象範囲についての今後の検討が必要。

温対法ＳＨＫ制度（地球温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」）においてガス事業者別の排出係数を導入していくこと、合成メタンをはじめとするＣＣＵについても今後議論していくことの方向が定められた。ガス事業者別の排出係数は2024年度から反映できるよう準備している。合成メタンをはじめとするＣＣＵの扱いは2025年度実績を2026年度報告から反映できるよう準備を進めている。

● 本日御議論いただきたい事項

ＧＸ経済移行債を活用した先行的な投資支援の議論が進んでいるが、都市ガス分野のカーボンニュートラル化に向け、本格的な市場創出・市場拡大につなげるための適切な規制・制度の在り方について、どのように考えるか。

委員から

- 地域を考えると廃棄物系のバイオマスはたくさんあり、それを活用することはエネルギーから見たバイオ資源という位置づけが効果あるのではないかと考える。
- ガス消費機器の買い替えを伴う場合には需要家にかなりの負担を強いる場合がある、需要家に過度の痛みをもたらさない設計とすることが重要となる。
- 海外で製造される合成メタンについて、カーボンリサイクル燃料の利用に伴うCO2排出に係る制度やルール整備を加速することが重要。国内・海外で整合性が取れるルール作りを日本が主導し、政府と関連業界が一体となった取り組みが急務。また、合成メタンの利用拡大を加速するためには、CO2 回収者・利用者双方にインセンティブが働くことが重要。

オブザーバーから

規制・制度について、ＬＮＧとの価格差を念頭に置いた導入促進の在り方を具体的に検討して頂くことがe-methaneプロジェクトに取り組む事業者の投資予見性確保においても重要。水素・アンモニアにおいてはＧＸ経済移行債等の補助金による支援や電気の長期脱炭素電源オークション等の既存制度を活用した具体的な検討が進められているが、都市ガスにおいては現行同様な制度がないことを踏まえ、ＧＸ経済移行債等の補助金による支援措置と合わせて持続的な取り組みを促進する制度的措置を具体化することが必要不可欠。

e-methaneの社会実装普及拡大に向けては、複数のガス事業者が2030年に都市ガスの１％導入すべく米国などでe-methane製造プロジェクトの事業可能性調査に取り組んでおり、いずれのプロジェクトも2025年に投資意志決定判断を控えている。それまでに制度的措置が整備されない場合、事業者の投資判断が困難な状況となることが危惧される。

ファーストムーバーの取り組みやスケジュール感を念頭に置いた上で次回以降の本ＷＧにて導入促進策に関する制度的措置の詳細設計を開始していただくよう願う。

水素導管供給に係る熱量等の測定について

● 晴海選手村地区 水素導管供給事業について

今年度末より水素導管事業が開始される予定であり、晴海エコエネルギー㈱からガス事業法に基づく小売登録申請がなされる見込みである。それに伴いガス安全小委において水素導管供給に係る保安の検討が進められてきた。

その中で、熱量測定の扱いについて検討が行われ、天然ガスを供給する観点からは熱量をしっかり測定することが重要であった。今後水素を供給するにあたって「従前の熱量及び燃焼性の測定以外の測定方法の検討が必要であり、その代替措置としてカナリア成分分析により水素純度が一定以上であることを常時監視する方法を検証され、当該分析により供給水素の安定性は担保可能である。」との結論が報告された。

保安の議論を受け、今後ガス事業法の中での保安関係の規定の見直しを行っていく。熱量に関してはガス事業法施行規則において、ガス小売契約を締結する際に需要家に対して説明すべき事項として規定されており、水素供給にあたっては成分分析が必要と規定を改定するが、熱量と同

様に需要家に分析の中身を伝えていくことが、供給するガスの品質を管理する観点から必要であり、このような見直しが適切であると考える。

委員から

- 今後、晴海以外でも水素導管供給が動き出そうとしている。継ぎはぎの規制でなく本格的な法整備を行い今後進展するであろう水素導管供給に対応する法整備の確立を願う。
- 水素導管を普及させていく過程で天然ガス導管との競争の在り方を検討する必要があると考える。

オブザーバーから

- コミュニティーガス団地で、カーボンニュートラルのトランジション期間において、ＬＰガスに水素20%を混合して供給することや、都市ガスに水素を混合して供給するなど、その場合の技術基準を検討する場が設けられている。将来的にはコミュニティーガス団地にＬＰガスに水素を混合させるとか、都市ガスに水素を混合させて供給することも念頭に置きながら法整備の検討をお願いしたい。

以上

経済産業省

2023年度
第4回業務委員会
資料№3-2

都市ガスのカーボンニュートラル化に係る今後の議論について

2023年11月9日

資源エネルギー庁

１．中間整理までの経緯

２．関連政策の主な動き

３．規制・制度のあり方

４．本日御議論いただきたい事項

1．中間整理までの経緯

- エネルギーの安定供給を前提としつつ、**2050年カーボンニュートラルの実現**（※）に向け、着実に都市ガスのカーボンニュートラル化を進めていくため、本WGにおいて、**2023年2月より6回の議論を行い、**6月に、**「都市ガスのカーボンニュートラル化について　中間整理」**を**とりまとめた**。

（※）第6次エネルギー基本計画（2021年10月22日閣議決定）
「2030年には、既存インフラへ合成メタンを1%注入し、その他の手段と合わせてガスの5%をカーボンニュートラル化するとともに、2050年には合成メタンを90%注入し、その他の手段と合わせてガスのカーボンニュートラル化を目指す。

<ガス事業制度検討WGの開催実績>

2023年
2月　8日　第26回ガスWG　・都市ガスのカーボンニュートラル化について
3月13日　第27回ガスWG　・合成メタンについて
・合成メタン利用時のCO2カウントについて
4月18日　第28回ガスWG　・バイオガス・バイオメタンの都市ガス利用について
・都市ガスのカーボンニュートラル化に係る制度等について
5月16日　第29回ガスWG　・関係企業からのヒアリング
5月23日　第30回ガスWG　・都市ガスのカーボンニュートラル化について　中間整理骨子（案）について
6月13日　第31回ガスWG　・都市ガスのカーボンニュートラル化について　中間整理（案）について
※第31回ガスWGの議論による修正を行い、「都市ガスのカーボンニュートラル化について　中間整理」を公表

（6月27日　第63回電力・ガス基本政策小委員会において中間整理を報告）

2．関連政策の主な動き①

- GX経済移行債を活用した投資促進策の基本原則は、以下のとおりとされている。

ＧＸ経済移行債を活用した投資促進策の基本原則

2023/06/27
GX実行会議

■ 20兆円規模の投資促進策については、「ＧＸ実現に向けた基本方針」において、以下の要件が定められており、これを踏まえて、施策を実行していく。
■ 加えて、投資支援策の内容は、ＧＸ経済移行債のフレームワークに基づく国際認証・レポーティングが必要になることや、分野・財ごとの分析に基づく「勝ち筋」を具体化することも踏まえて、検討していくことが重要。

【基本条件】
Ⅰ．資金調達手法を含め、企業が経営革新にコミットすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、**民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とする**こと
Ⅱ．**産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献**するものであり、その市場規模・削減規模の大きさや、GX達成に不可欠な国内供給の必要性等を総合的に勘案して優先順位を付け、**当該優先順位の高いものから支援する**こと
Ⅲ．企業投資・需要側の行動を変えていく仕組みにつながる規制・制度面の措置と一体的に講ずること
Ⅳ．**国内の人的・物的投資拡大につながるもの**※を対象とし、海外に閉じる設備投資など国内排出削減に効かない事業や、クレジットなど目標達成にしか効果が無い事業は、**支援対象外とする**こと
※資源循環や、内需のみの市場など、国内経済での価値の循環を促す投資も含む

【類型】

産業競争力強化・経済成長

A　**技術革新性**または**事業革新性**があり、外業獲得や内需拡大を見据えた成長投資
or
B　**高度な技術で、化石原燃料・エネルギーの削減と収益性向上（統合・再編やマークアップ等）**の　双方に資する成長投資
or
C　**全国規模**の市場が想定される**主要物品の導入初期の国内需要対策**（供給側の投資も伴うもの）

×

排出削減

①　技術革新を通じて、将来の**国内の削減**に貢献する**研究開発投資**
or
②　技術的に削減効果が高く、**直接的**に**国内の排出削減**に資する**設備投資**等
or
③　**全国規模で需要**があり、高い削減効果が長期に及ぶ**主要物品の導入初期の国内需要対策**

8

2．関連政策の主な動き②

- 本年10月25日に開催された、水素・アンモニア政策小委員会等の合同会議において、価格差に着目した支援の中核となる条件の考え方について、以下のとおり議論が行われている。

（1）価格差に着目した支援の中核となる条件

2023/10/25
総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会　水素・アンモニア政策小委員会（第10回）資源・燃料分科会脱炭素燃料政策小委員会（第10回）
産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会 水素保安小委員会（第2回）合同会議資料

- これまで、本審議会では、水素・アンモニア等のサプライチェーン組成に向けては、エネルギー政策（S+3E）の観点から、供給事業者に着目した支援制度として、主に供給側に課される要件の議論を行ってきた。
- 前回お示ししたとおり、これに加えて、「GX経済移行債を活用した投資促進策の基本原則」を踏まえ、価格差に着目した支援は**①引き続き、S+3Eを大前提に、②GX実現に向けて、③自立したパイロットサプライチェーンを2030年度までを目途に構築**することを目的とすることとなった。
- こうした議論を踏まえ、GX実現の観点を追加し、**価格差に着目した支援の必須条件**を次ページのように設定してはどうか。
- その上で、技術・生産国・製法など事業の性質も様々であることから、単純な価格比較のみならず、**政策的重要性や事業完遂見込みの観点から評価項目を設け**（次回の審議会以降議論）**、総合評価を行う**こととしてはどうか。

2．関連政策の主な動き③

- 本年10月25日に開催された、水素・アンモニア政策小委員会等の合同会議において、価格差に着目した支援の中核となる条件の考え方について、以下のとおり議論が行われている。（前ページに同じ）。

2023/10/25
総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会　水素・アンモニア政策小委員会（第10回）資源・燃料分科会脱炭素燃料政策小委員会（第10回）
産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会 水素保安小委員会（第2回）合同会議資料

（1）価格差に着目した支援の中核となる条件

①エネルギー政策（S＋3E）の観点
- S+3Eそれぞれの観点、すなわち、**安全性を大前提として、安定供給（利用）に貢献し、低廉で、脱炭素化に資する取組**であり、かつ、**経済的に合理的・効率的な手法で脱炭素資源が活用される事業**であることを求めてはどうか。

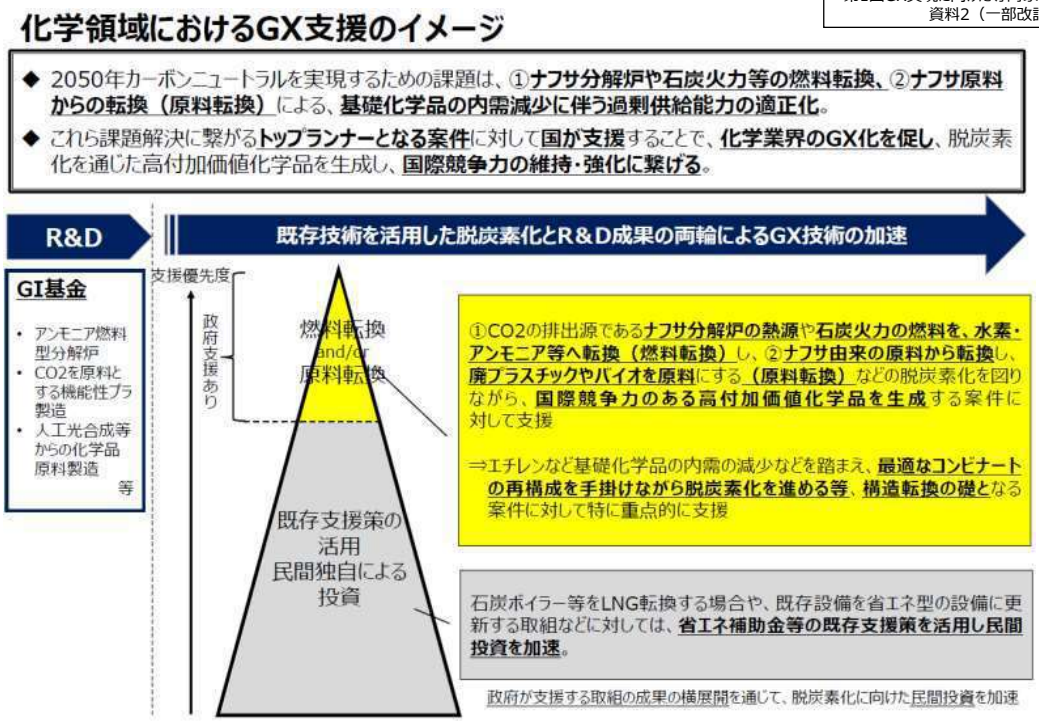
②GX実現の観点
- GX施策は「GX経済移行債を活用した投資促進策の基本原則」に基づき、「産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献」するものを、「GX達成に不可欠な国内供給の必要性等を総合的に勘案して優先順位をつけ、当該優先順位の高いものから支援」することとしている。
- こうした観点を踏まえ、価格差に着目した支援を受けようとする事業計画に含まれる事項として、以下３点を求めてはどうか。
 1）**鉄・化学といった代替技術が少なく転換困難な分野・用途に関し、新たな設備投資や事業革新を伴う形での原燃料転換も主導する**ものであること。
 2）1）の結果、**クリーン水素等の供給及び利用に関する産業の国際競争力の強化に相当程度寄与する**と認められること。
 3）**国際的な算定ルールと整合的な考えの下、国内の排出削減に資するとともに、炭素集約度が一定値以下**になると見込まれること。
 ※1）を確認するため、**事業計画は支援を受けようとする供給者・利用者の双方による連名で一体的な計画を作成**することとしてはどうか。

③自立したパイロットサプライチェーンの構築
- 価格差に着目した支援では、**2030年度までに供給開始が見込まれるプロジェクト**のうち、それ以降の後続サプライチェーンの構築へと繋がる、先行的で自立が見込まれることを条件に、**プロジェクトを採択する必要**。
- そのため、経済的な自立を担保する観点から、**15年間の支援終了後、一定期間（10年間）の供給を継続すること**を求めてはどうか。
- また、価格差に着目した支援で得られた知見を適切に還元するため、**支援対象事業のノウハウ等を活用して、新産業・新市場開拓のため、国内外で新たな関連事業を実施する**等の取組を予定しているか、についても確認することとしてはどうか。

2．関連政策の主な動き④

- 本年10月5日に開催された、第1回GX実現に向けた専門家ワーキンググループにおいて、化学領域におけるGX支援のイメージとして、以下の資料が示された。

2023/10/5
第1回GX実現に向けた専門家ワーキンググループ
資料2（一部改訂）



2．関連政策の主な動き⑤

- 本年11月2日に閣議決定された、「デフレ完全脱却のための総合経済対策　～日本経済の新たなステージにむけて～」においては、省エネ補助金等について、以下が示された。

第２章　経済再生に向けた具体的施策
第１節　物価高から国民生活を守る
２．エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化

更なる省エネの促進や再エネの導入など、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速し、化石燃料の海外依存を引き下げ、エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性を強化する。

企業や家庭における省エネを更に促進する。企業に対しては、工場等における省エネ設備の導入を複数年度にわたり支援するとともに、中小企業向けの省エネ診断を推進する。家庭に対しては、子育て世帯や若者夫婦世帯の省エネ住宅の取得の支援を行うとともに、省エネ改修、断熱窓への改修、高効率の給湯器の導入支援をワンストップの窓口を設置して進める。企業と家庭共通である運輸部門のCO2排出削減のため、クリーンエネルギー自動車、充電・水素充てんインフラ等の導入や、合成燃料（e-fuel）の早期商用化を目指した実証研究を支援する。

再エネについて、屋根等を活用した自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入、地産地消型の再エネの導入等に係る取組を支援する。

原子力について、GX推進戦略等に基づき、安全性を最優先に、十数基の原発の再稼働、次世代革新炉の開発・建設に向けた取組、バックエンド事業の加速化等を推進する。

施策例
・エネルギー消費効率の高い設備への更新を促進する「省エネルギー投資促進支援事業費 補助金」（経済産業省）及び「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」（経済産業省）
・中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（経済産業省）
・高効率給湯器の導入を促進する「家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）
・断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省ＣＯ２加速化支援事業（環境省）
・既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）
・質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（国土交通省）
・クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金（経済産業省）
・商用車の電動化促進事業（環境省）
・再エネ設備の導入を促進する「民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進 事業」（環境省）
・日本原子力研究開発機構の研究施設の高度化（文部科学省） 等

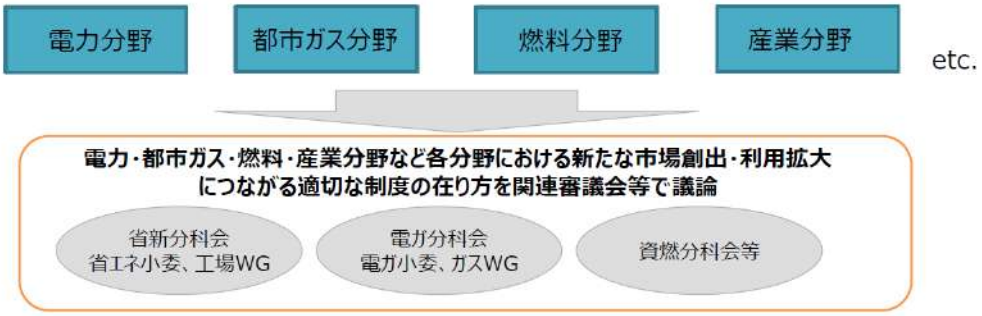
2．関連政策の主な動き⑥

- 本年10月４日に開催された、水素・アンモニア政策小委員会等の合同会議において、規制・支援一体型の制度整備に向けて必要な検討については、関連審議会等にタスクアウトされた。

2023/10/04
総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 水素・アンモニア政策小委員会（第9回）資源・燃料分科会脱炭素燃料政策小委員会（第9回）
産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会 水素保安小委員会（第1回）合同会議資料

規制・支援一体型の制度整備に向けて必要な検討

- 今後10年間で官民150兆円を超えるGX投資を実現していくためには、**国として長期・複数年度に渡り支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていく必要**がある。
- そのため、この度政府が創設したGX経済移行債を活用し、**20兆円規模の大胆な先行投資支援を実施**していくが、この投資策が**新たな市場創出・利用拡大につながるよう、規制・制度的措置と一体で支援策を講じる**ことが、GX基本方針でも明記されたところ。
- そのため、電力分野、都市ガス分野、燃料分野、産業分野等における**適切な制度のあり方について、関連審議会等においても議論が進められることが望ましい**。



これまでのガスＷＧでの議論の経緯

3．規制・制度のあり方（１）（高度化法について①）

（※）高度化法･･･エネルギー供給構造高度化法

規制的手法② 供給側での取組：エネルギー供給構造高度化法（ガス）

第18回ガス事業制度検討WG（2021年6月1日）資料8

- 現行のエネルギー供給構造高度化法では、エネルギーの安定供給・環境負荷の低減といった観点から、ガス事業者（注1）は、**平成30年**（2018年）において、その供給区域内等で、**効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガス（余剰バイオガス注2）の80%以上を利用**することが目標とされている。

判断基準の概要

<利用目標>

ガス事業者は、平成30年において、（一般ガス導管事業者等の）供給区域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガスの80%以上を利用することを目標とする。

<実施方法に関する事項>

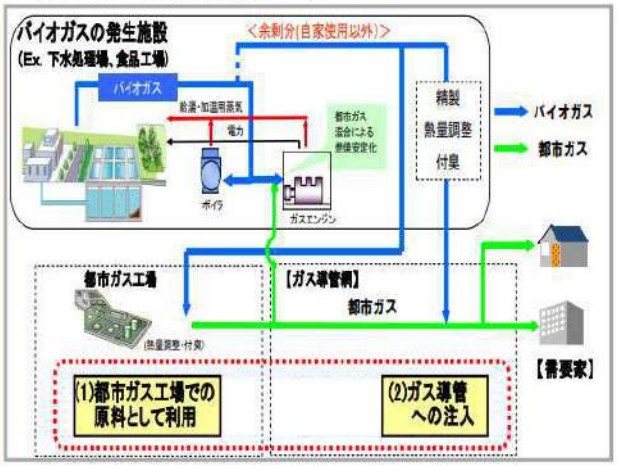
○ガス事業者は、バイオガスの発生源及び発生量等の調査を定期的に行う。

○ガス事業者は、上記の調査結果を踏まえ技術的評価並びに経済性及び環境性を評価し、その利用可能性を検証する。

○ガス事業者は、バイオガスの調達に当たり、ガスの組成や受入条件等の条件を定め、公表する。

○ガス事業者は、バイオガスを利用した可燃性天然ガス製品を供給するための品質確保のため、計量・性状等に係る分析手法の確立に取り組む。

バイオガスの利用イメージ



（注１）「ガス事業者」とは、ガス事業法第２条第３項に規定するガス小売事業者又は同条第６項に規定する一般ガス導管事業者をいい、小売供給を行う事業を営む者に限る。
（注２）ガス事業者の受入条件に合致しないバイオガスや、発電事業などの他の用途に利用されるバイオガスについては、余剰バイオガスではないとの整理。

3．規制・制度のあり方（１）（高度化法について②）

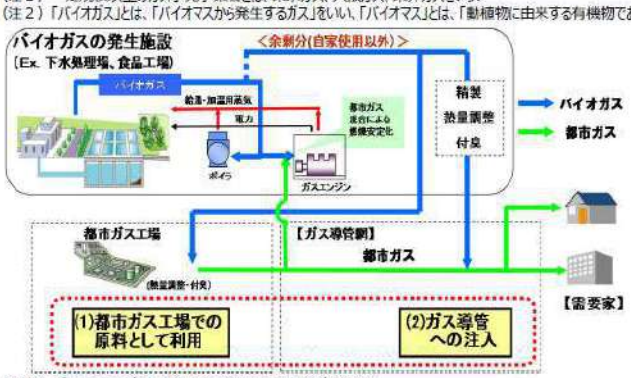
- 高度化法の利用目標の対象となっているバイオガスについては、一定分を託送供給料金原価に含めることが可能になっている。

１．バイオガス調達費の概要

電力・ガス取引監視等委員会第16回 料金審査専門会合（平成28年9月13日）資料6-3

- 一定規模以上のガス小売事業者は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下、「供給高度化法」という。）に基づき、バイオガスの導入によるガス供給を拡大するよう取り組む責務がある。
- バイオガス調達に係る費用は、一般的に、ＬＮＧ等の原料と比べ割高であるところ、ガスの一般的な調達費用よりも割高となる費用については、ガス小売事業者間の公平性を確保する前提として、託送供給料金原価に含めることとしている。

（注１）一定規模以上のガス小売事業者とは、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスをいう。
（注２）「バイオガス」とは、「バイオマスから発生するガス」をいい、「バイオマス」とは、「動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの」をいう。



（出典）ガスシステム改革小委員会（第２６回）配布資料４

３．規制・制度のあり方（１）（高度化法について③）

- 中間整理では、現行の高度化法において、**余剰バイオガスの利用目標等を設定しているが、バイオガス調達量の絶対量が少なく、かつ減少傾向**にあること、また、**対象とする非化石エネルギーに合成メタンが含まれていないことから、今後の検討が必要**であるとしている。

「都市ガスのカーボンニュートラル化について　中間整理」
５．都市ガスのカーボンニュートラル化に係る制度等
（１）都市ガスの制度等
①高度化法
高度化法により、一部の大手都市ガス事業者に対し、余剰バイオガスを都市ガスの原料として利用する目標を設定している。しかしながら、対象事業者によるバイオガス調達量の絶対量は少なく、かつ減少傾向にあるため、都市ガスのカーボンニュートラル化の推進に資するよう、非化石エネルギー源の利用の目標や対象事業者について、見直しの検討を行う必要がある。
特に、現行の目標は、対象とする非化石エネルギーをバイオガス（バイオメタン）に限定しており、合成メタンを対象としていない。合成メタンは高度化法上の非化石エネルギーであり、エネルギー基本計画においても既存インフラへの合成メタンの注入に係る目標を設定していることから、今後、高度化法における目標設定や対象範囲等についての検討が必要である。

３．規制・制度のあり方（１）（高度化法について④）

第28回ガス事業制度検討WG
（2023年4月18日）資料4

＜電気事業者に対する高度化法による責務＞

- 高度化法に基づき、**一定規模以上の小売電気事業者に対して、2030年度における非化石電源比率を44%以上とする義務を課す**ことで、**非化石電源の維持・拡大を間接的に促進**することとしている。
- 具体的には、高度化法において定められている、2030年の供給電力の非化石電源比率44%以上という目標の達成確度を高めるため、国は毎年事業者ごとに中間目標を設定している。
- 当面は非化石電源44%を目指しつつ、非化石電源の導入に係る施策の進展や非化石電源の導入状況を見極めた上で、適切なタイミングでその目標を見直すこととしている。

3．規制・制度のあり方（１）（高度化法について⑤）

【参考】非化石価値取引市場について

第57回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会　資料５（2022年12月20日）

- 小売電気事業者による高度化法の目標達成を促すため、非化石電源に由来する電気の「非化石価値」を顕在化し、非化石証書として取引する非化石価値取引市場を2018年に創設。
- 再エネ電気への需要家ニーズの高まりに対応するため、①需要家の直接購入を可能とし、②価格を引き下げることで、グローバルに通用する形で取引できる再エネ価値取引市場を2021年11月に創設し、引き続き小売電気事業者の義務達成を促す高度化法義務達成市場と分割。

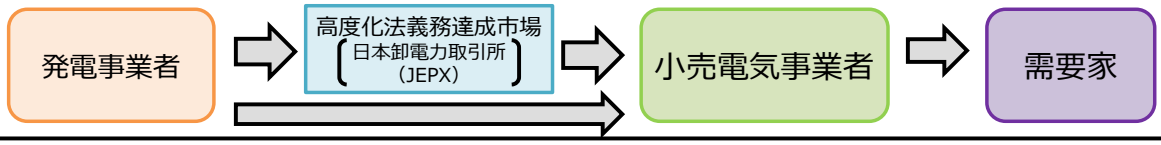
再エネ価値の取引【再エネ価値取引市場】

- 小売電気事業者及び需要家が購入可能
- 取引対象は「FIT電源」
- 2021年度から全量トラッキング※。（※RE100へ活用するためには、発電所の位置情報等のトラッキングが行われている必要あり。）



高度化法義務の達成【高度化法義務達成市場】

- 小売電気事業者のみ購入可能
- 取引対象は「非FIT電源」
- 2022年2月よりトラッキング開始済。



3．規制・制度のあり方（２）（温対法SHK制度について①）

（※）温対法SHK制度・・・地球温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」

- 環境省及び経済産業省の検討会である、**「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会 中間とりまとめ（2022年12月）」**において、今後の方針として、大きく以下の二点が位置づけられた。

 ①SHK制度において**ガス事業者別排出係数**と熱供給事業者別排出係数を**導入**すること

 ②**メタネーション（合成メタン）を始めとするCCUについて**も、関連する検討会の議論等も踏まえて、**2023年度、本検討会においても議論**すること

- 現在、当該中間とりまとめを受けた検討が進められているところ。

今後の方針

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会
中間取りまとめ（令和4年12月）

- SHK制度においてガス事業者別排出係数と熱供給事業者別排出係数を導入することとすべき。
- ガス事業者別排出係数と熱供給事業者別排出係数は、基礎排出係数と調整後排出係数（任意でメニュー別排出係数の設定も可能）の両方を設定することとし、後者の算定においては、需要家（特定排出者）が調整後排出量の算定に活用できる証書及びカーボン・クレジットと同じ種類の証書及びカーボン・クレジットが活用できることとすべき。
- 今後、ガス事業者別排出係数と熱供給事業者別排出係数の検討会を別途設置し、基礎排出係数・調整後排出係数の計算方法の詳細、係数の報告から公表までの運用プロセス、公表内容・方法等について、議論していくべき※。
- また、メタネーション（合成メタン）を始めとするCCUについても、関連する検討会の議論等も踏まえて、来年度、本検討会においても議論することとすべき。

※ ガス事業者別排出係数と熱供給事業者別排出係数の導入に係る現時点のスケジュールは、次ページ（P27）のとおり。

３．規制・制度のあり方（２）（温対法SHK制度について②）

- 中間整理では、**バイオガス（バイオメタン）については、2024年度から事業者別やメニュー別排出係数への設定が可能となる予定**であるところ、**合成メタンについても、算定する排出量に反映できるようにする必要がある**としている。

「都市ガスのカーボンニュートラル化について　中間整理」
５．都市ガスのカーボンニュートラル化に係る制度等
（１）都市ガスの制度等
②温対法SHK制度
バイオガス（バイオメタン）については、2024年度から事業者別やメニュー別係数の設定への活用が可能となる予定である。
合成メタンについては、2023年度に前述の環境省・経済産業省の検討会において議論予定だが、都市ガスのカーボンニュートラル化の重要な手段であることから、バイオガス（バイオメタン）と同じように、ガス事業者によるガス導管への注入の取組及び需要家による脱炭素・低炭素なガスの選択・調達が、需要家の算定する排出量に反映できるようになることが必要である。

３．規制・制度のあり方（２）（温対法SHK制度について③）
○ガス事業者の事業者別排出係数の設定等について

- 標記の検討のため、**「温対法に基づくガス事業者及び熱供給事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」**（座長：工藤拓毅（一財）日本エネルギー経済研究所理事　電力ユニット担任）**を設置**。
- 第1回検討会（※）を7月28日に開催し、**通達案（「ガス事業者別の基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（案））が了承**された。今後、パブコメ等の手続を経て当該通達を公表する予定。
（※）第2回検討会は10月13日に開催（熱供給事業者に係る検討のみ）。
- ガス需要家の本制度における報告には、**2024年度報告（2023年度実績）から反映予定**。

3．規制・制度のあり方（２）（温対法SHK制度について④）
○ガス小売事業者の事業者別排出係数の設定等について

＜制度のポイント＞

- ガス事業者別排出係数の公表は、公表を希望するガス事業者（ガス事業法に規定するガス小売事業者及び一般ガス導管事業者）を対象とする（メニュー別排出係数の公表についても同様に、公表を希望するガス事業者を対象とする。）。
- ガス事業者別排出係数を公表しているガス事業者から都市ガスの供給を受ける特定排出者は、公表されたガス事業者別排出係数を使用する（公表していない事業者から供給を受ける場合は、従前どおり実測等に基づく係数又は省令で定める係数を用いる。）。
- 公表する事業者別の排出係数等の値は、特定排出者による算定の利便性を考慮して体積当たり（㎥当たり）の二酸化炭素の排出量（t-CO2）とする。
- SHK制度においてバイオガスの燃焼に伴う二酸化炭素の排出量は計上しないこととなっているため、ガス事業者別排出係数についてもそれを反映させて算出する。
- 調整後排出係数の算出において活用できるクレジットは、①国内クレジット・・・J-クレジット、国内クレジット（国内排出量認証制度）、オフセット・クレジット（J-VER）、②海外クレジット・・・JCMクレジットとする。

3．規制・制度のあり方（２）（温対法SHK制度について⑤）
○合成メタンを始めとするCCUの扱いについて

- 合成メタンを始めとするCCUの扱いについては、2022年12月の中間とりまとめ後、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」において検討が開始されている。
- 6月21日に開催された第6回検討会では、**CCU・CCSの分類や整理について議論**がなされた。また、**「現行制度のままでは、合成メタン等のカーボンリサイクル製品の利用者が排出計上する必要があるため、カーボンリサイクル製品の活用が進まないのではないか。カーボンリサイクル製品の活用を促進するためには、本制度における扱いを整理する必要がある。」との議論が提起**された。
- 9月7日に開催された第7回検討会では、今後のスケジュールとして、**今年度は業界等との調整を進め、来年度の検討会において本制度における具体的な算定ルールを議論**する予定（※**必要に応じて議論の前倒しも検討**）とされた。検討に当たっては、**原排出者と利用者の双方に納得感が得られる制度になるよう留意して検討を進める**こととされた。

第7回温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会（令和5年9月7日）資料3より

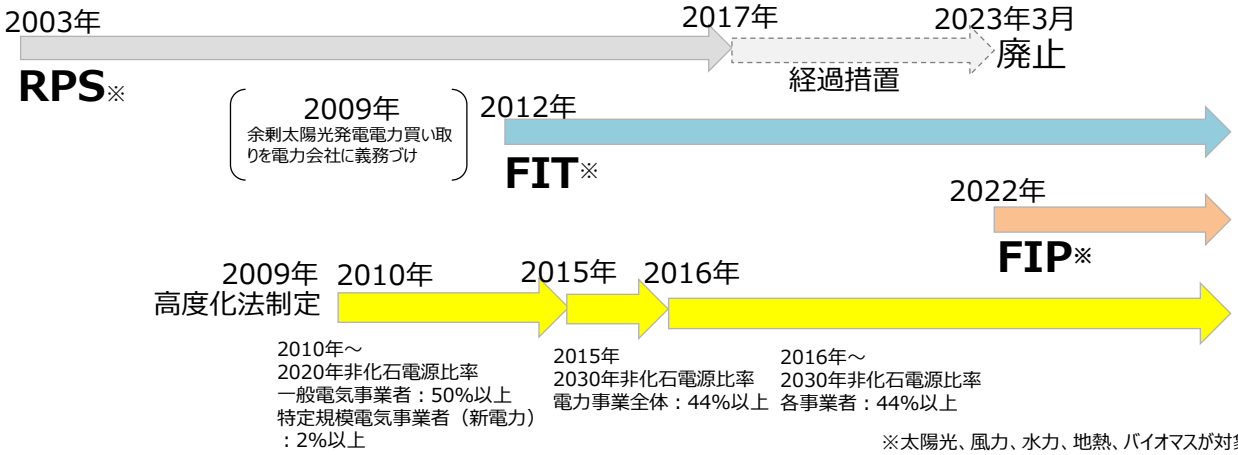
＜制度反映に向けたスケジュール（予定）＞ ※必要に応じて議論の前倒しも検討



3．規制・制度のあり方（３）（FIT制度等について①）
電気の制度等（カーボンニュートラル化に係る制度等の変遷）

第28回ガス事業制度検討WG（2023年4月18日）資料4

- 我が国の再エネ電気の導入促進は、段階的に発展。
- 初期は、RPS制度により、電力会社に販売電力量に応じた一定量の新エネルギー電気等の利用を義務づけ。
- 2012年から、FIT制度を開始。電力会社（現在は送配電事業者）に、国が定める価格で一定期間、再エネ電気を買い取ることを義務づけ。電気事業者による買取り費用の一部は、需要家からの賦課金。
- 更に、卸電力取引市場の状況を踏まえて再エネ発電を行う、自立した電源にしていくため、売電価格に加え、市場価格に連動した一定のプレミアムを交付するFIP制度を導入。



※太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスが対象

3．規制・制度のあり方（３）（FIT制度等について②）

- 中間整理では、電気の制度等の変遷について記載しており、業種としての特性や市場規模等の差異に留意しつつも、制度の検討として参考となるのではないか。

「都市ガスのカーボンニュートラル化について　中間整理」
（２）電気の制度等
①制度等の変遷
電気については、再生可能エネルギーの導入促進の制度等が段階的に発展を遂げてきた。2000年代以降、その初期には「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」に基づくRPS制度により、電力会社に対し、販売電力量に応じた一定量の新エネルギー電気等の利用を義務づけた。
その後、2012年からは、再生可能エネルギーの大量導入を促進することを目的として、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（現在は「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」）によるFIT制度により、電力会社（現在は送配電事業者）に対し、国が定める価格で一定期間、再エネ電気を買い取ることを義務づけている。また、電力会社による買取り費用の一部は、需要家から賦課金を徴収している。
将来的にFIT制度による政策措置がなくとも電力市場で自立的に再エネ電源の導入が進み、長期安定的な事業運営が確保されることを目指し、再エネ電源が電力市場の状況を踏まえて発電を行う自立した電源にしていくため、2022年から、売電価格に一定のプレミアムを上乗せするFIP制度が導入。再エネ電源ごとに、一定規模以上の再エネ電源についてはFIP制度のみが適用される。
また、高度化法により、電力会社（現在は小売電気事業者等）に対し、一定の非化石電源比率の目標を設定して、その達成を求めてきた。

（参考）中間整理における今後の検討の方向性

「都市ガスのカーボンニュートラル化について　中間整理」

６．今後の検討の方向性

（４）都市ガスのカーボンニュートラル化に係る制度・仕組みの検討

2050年に向けて、合成メタン、バイオメタン、水素による都市ガスのカーボンニュートラル化を推進するため、電気の制度の段階的発展の経緯や諸外国の制度も参考に、関連技術の発展段階や2030年のNDC達成に向けた時間軸や民間事業者が検討中の事業の進捗状況を踏まえて、事業者間、カーボンニュートラルなガス間及び脱炭素エネルギー間の公平な競争と新規参入によるビジネスのダイナミズムが生まれるような制度・仕組みについて、需要家の視点や支援を行う場合の財源の負担のあり方も含めて、規制・支援一体で、具体的な検討を行う。

４．本日御議論いただきたい事項

- **<u>GX経済移行債を活用した先行的な投資支援の議論が進んでいるが、都市ガス分野のカーボンニュートラル化に向け、本格的な市場創出・市場拡大につなげるための適切な規制・制度の在り方について、どのように考えるか。</u>**

（視点）

＜カーボンニュートラル化の手段＞

- 中間整理では、都市ガスのカーボンニュートラル化の手段として、①供給するガス種の変更を伴うもの（合成メタン（e-methane）、バイオメタン、水素）、②その他のカーボンニュートラル化に係る制度等（CCUS/カーボンリサイクルやカーボン・クレジットの活用）として整理したが、今後の規制・制度の検討に当たり留意すべき点はあるか。

- 海外で製造される合成メタン（e-methane）については、排出削減に貢献すると位置づけるための環境整備が必要となるが、規制・制度の検討に当たり、どのように位置づけておくべきか。

＜ガス事業固有の論点＞

- 電気のカーボンニュートラル化のための規制・制度を参考としつつも、電気事業とガス事業の違いを踏まえる必要があるが、どのような点を留意すべきか。その際、導入事業者に対し発生する負担に対して、どのような方策の検討が必要となるか。

＜時間軸等＞

- エネルギー基本計画には「2030年には、既存インフラへ合成メタンを1%注入し、その他の手段と合わせてガスの5%をカーボンニュートラル化」、「2050年には合成メタンを90%注入し、その他の手段と合わせてガスのカーボンニュートラル化を目指す」と定められているが、都市ガスのカーボンニュートラル化を加速していくためには、どのような規制・制度の検討が必要か。

経済産業省

2023年度
第4回業務委員会
資料№3-3

水素導管供給に係る熱量等の測定について

２０２３年１１月９日

資源エネルギー庁

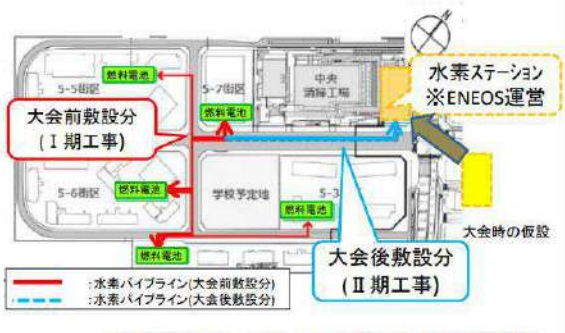
晴海選手村地区 水素導管供給事業について

- 晴海選手村地区にて、今年度末より水素導管供給事業が開始予定。**ガス事業法に基づき、今後晴海エコエネルギー（株）の小売登録申請がなされる見込み**。
- そのためガス安全小委において、**水素導管供給に係る保安の検討**が進められてきた。

１．晴海選手村地区 水素導管供給事業 －街区供給事業の概要－

第25回ガス安全小委員会
（2022年3月11日）資料3-2

- 都市ガスを原料とした水素を５つの街区に供給。水素は燃料電池に供給するのみで、一般家庭への水素供給はしない。
- 水素を導管で供給する日本初の事業となる予定。
- 2022年4月から２期工事を行い、2023年度に小売事業登録、2023年度末から供給事業を開始する予定。



※出典：選手村地区エネルギー事業 事業実施方針（東京都都市整備局）

供給仕様

- 延長　：約1.0km
 - Ⅰ期工事：約0.7km（2021年1月完了）
 - Ⅱ期工事：約0.3km（2022年4月着手予定）
- 口径　：鋼管 φ150mm
- 供給圧力　：0.10MPa未満（都市ガス中圧B相当）
- 最高使用圧力：0.99MPa
- 供給水素流量：約130m³/h
- 水素ガス組成
 - 水素純度：99.97%
 （ISO 14687 2019 grade D相当の品質を準拠）
- 埋設箇所　：東京都道・中央区道
 （晴海選手村再開発地区）

2

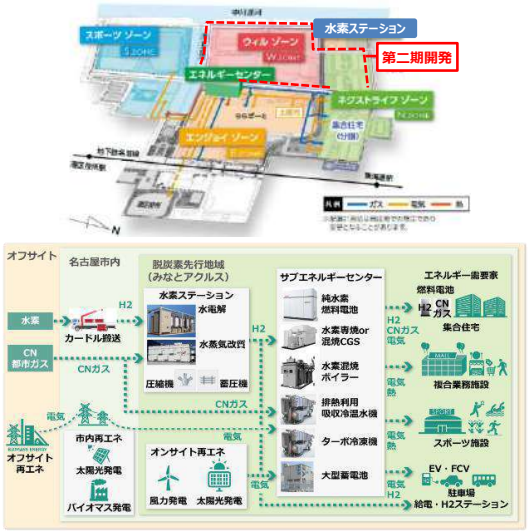
【参考】ガス小売事業者による水素の直接利用事例

第26回ガス事業制度WG
（2023年2月8日）資料3

- ガス事業者による**水素の導管供給に向けた取組み**が進められているが、いずれも水素専用の小売導管による供給。

みなとアクルス(再開発地区)での水素供給

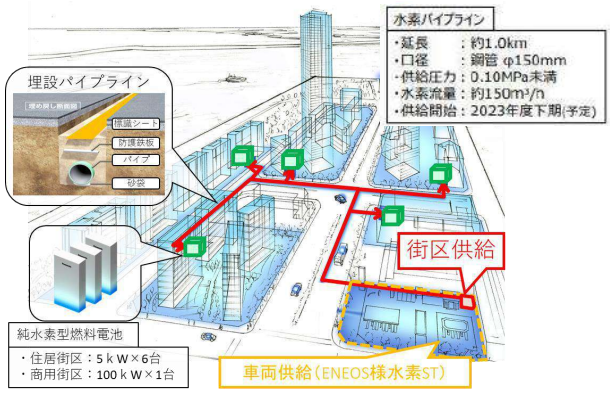
- 名古屋市と東邦ガスが進める脱炭素先行地域において、街区内への水素供給を予定。



出典：業界団体等へのヒアリングにより作成

HARUMI FLAGでの水素供給

- 東京ガスは、2023年下期よりHARUMI FLAG（晴海選手村地区を含む。）での水素供給を開始予定。
- 日本初のガス事業法を適用した水素供給事業であり、約１kmの水素パイプラインを敷設し、純水素型燃料電池での水素直接利用を予定。



出典：第2回東京グリーン水素ラウンドテーブル　東京ガス株式会社説明資料より抜粋

晴海選手村地区 水素導管供給事業について

- 熱量測定については、水素熱量測定検討委員会(※1)において検討が行われ、「**従前の熱量及び燃焼性の測定以外の測定方法の検討が必要**であり、その**代替措置としてカナリア成分分析**(※2)**により水素純度が一定以上であることを常時監視する方法を検証し、当該分析により供給水素の安定性は担保できる**」との結論が報告された。

※1（一財）日本ガス機器検査協会に設置

※2特定の物質の濃度を監視することで全体の不純物の濃度を管理する方法

第25回ガス安全小委員会
（2022年3月11日）資料3-2

３．熱量・燃焼性の測定方法の妥当性について

- 現行の規制は、天然ガス等を原料に、①成分調整を行い、②燃焼させて利用することを前提としているため、安定したガスの供給を義務づけるため、1回/日の熱量及び燃焼性の測定義務を課している。
- 一方、水素の導管供給に当たっては、①成分調整を行わず（ガスの成分は常に安定している）、②燃焼させて利用しないことから、従前の熱量及び燃焼性の測定以外の測定方法の検討が必要となった。
- そのため、新たな測定方法として、カナリア成分分析（特定の物質の濃度を監視することで全体の不純物の濃度を管理する方法）により水素純度が一定以上であることを常時監視する方法を検証し、これにより供給水素の安定性は担保できるとの結論を得た。

※今回適用される水素精製工程においては、カナリア成分はCOとなる。

	現行の都市ガス供給	晴海水素供給における事業者提案
供給ガス製造方法	天然ガス等を原料に成分調整	都市ガスから製造した水素を高純度に精製
品質管理基準	（告示）ガスの熱量及び燃焼性の測定方法を定める件	商用水素ステーションの運用に関わるガイドライン「水素品質管理の運用ガイドライン」（HySUT-G 0001）（一般社団法人水素供給利用技術協会）
品質管理方法	告示で定める方法で1回/日熱量及び燃焼性を測定 （一般的には、ガスクロマトグラフィーにより各ガス成分の体積分率を測定し、計算により算出）	• 常時は、カナリア成分分析により不純物がないことを確認 • 1回/年で不純物成分分析

4

関係法令の見直しに伴う影響について

- 本報告を受け、**今後関係法令の見直しが行われる見込み**。
- なお、**熱量に関してはガス事業法施行規則において**、**ガス小売契約を締結する際に需要家に対して説明すべき事項として規定**されており、熱量の安定性について十分な説明を行わないことにより、需要家の利益を損なうことも想定されるため、**熱量測定に係る法令の見直しは事業規制の観点からも留意が必要**。
- 但し、**本成分分析は、供給するガスの品質を管理するものであり、需要家への説明義務に関して影響を及ぼすことは無く、事業規制の観点からも問題無い**と考えている。

5．今後の対応（案）について

第25回ガス安全小委員会
（2022年3月11日）資料3-2

- 2017年から行ってきた技術的検討により、「晴海選手村地区 水素導管供給事業」に係る安全性については確認が終了。これまでの確認結果を踏まえ、本事業のスケジュールも踏まえつつ、関係法令（ガス事業法施行規則及び関連の告示）の見直しを行いたい。
- 他方、今回確認できたのは、「晴海選手村地区 水素導管供給事業」を念頭にした、特定の水素供給設備や配管、防食措置、付臭装置、整圧器の材料等であることから、それらの特徴（スペック）に留意した、関係法令の見直しとしたい。

2023年度
第4回業務委員会
資料№3-4

2023 年 11 月 9 日

第 32 回ガス事業制度検討ワーキンググループに関する意見

一般社団法人日本経済団体連合会
資源･エネルギー対策委員会
企画部会長代行　小　野　透

第 32 回ガス事業制度検討ワーキンググループにおける議題につき、以下の通り意見を提出いたします。

資料３：都市ガスのカーボンニュートラル化に係る今後の議論について

海外で製造される合成メタンについて、カーボンリサイクル燃料の利用に伴う CO2 排出に係る制度やルール整備を加速することが重要。国内・海外で整合性が取れるルール作りを日本が主導し、政府と関連業界が一体となった取り組みが急務。

また、合成メタンの利用拡大を加速するためには、CO2 回収者・利用者双方にインセンティブが働くことが重要。温対法に基づく算定・報告・公表制度はもちろん、サプライチェーン評価ではすでにデファクトとなっているカーボンフットプリントや GHG プロトコルにおける取り扱いが、合成メタン利用拡大に資するよう、適切に設計していくことが重要と考えられる。

バイオガスの利用促進に向けては、バイオガス発生地点と都市ガス網が必ずしも一致しないような、ガス事業固有の特徴を踏まえると、FIT 制度による固定価格買取よりも、ガス事業者の事業拡大手法にフレキシビリティを与える RPS 制度の導入が選択肢として望ましい。このような仕組みであれば、経済合理的なバイオガスの地産地消を進めつつ、環境価値取引市場の活性化とともに、バイオエネルギービジネス全体の拡大も期待できる。

以　上

経済産業省

2023年度
第4回業務委員会
資料№4-1

令和５年度補正予算案の事業概要
（PR資料）

令和５年１１月

電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和５年度補正予算案額 6,416億円

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力産業・市場室
ガス市場整備室

事業の内容

事業目的

電気・ガス料金の激変緩和対策により、引き続き、家計・企業等の負担を軽減することを目的とします。

事業概要

電気・ガス料金の負担軽減を図るため、以下の取組を行います。

（１）電気料金値引き原資の支援

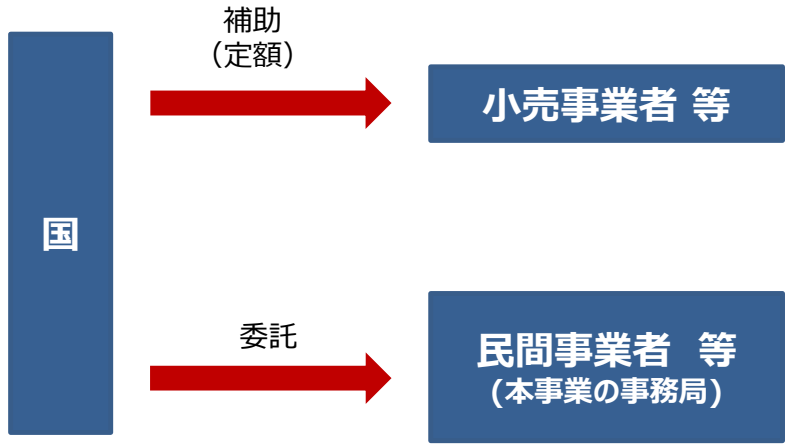
国が指定する値引き単価（低圧契約：3.5円/kWh、高圧契約：1.8円/kWh※）により需要家の使用量に応じた電気料金の値引きを行った小売電気事業者等に対して、その値引き原資を支援。

（２）都市ガス料金値引き原資の支援

国が指定する値引き単価（15円/㎥※）により需要家の使用量に応じた都市ガス料金の値引きを行ったガス小売事業者等に対して、その値引き原資を支援。

※2024年５月は激変緩和の幅を縮小

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

電気・ガス料金の激変緩和対策を行い、家計・企業等の負担を軽減することを目指します。

小売価格低減に資する石油ガス配送合理化・設備導入促進補助金

令和５年度補正予算案額 77億円

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料流通政策室

事業の内容

事業目的

遠隔でのガス栓の開閉や遠隔検針が可能なスマートメーター、配送車両等の導入、充てん所の自動化等に資する設備導入を支援することでLPガス事業者の人手不足解消、配送業務の効率化を図るとともに、LPガスタンク等の導入支援を行うことで需要家側のLPガス購入コストの低減を図り、LPガス価格の低減を目的とする。

事業概要

小売価格低減のため、LPガス事業者の経費負担となる①遠隔検針が可能なスマートメーター、②バルクローリー、配送トラック、③充填所自動化設備及び④需要家側のLPガスタンクの導入経費の一部を補助し、もって持続的な小売価格低減を図る

対象設備及び補助率
①スマートメーター　1/2以内
②バルクローリー、配送トラック　1/2以内
③充所自動化設備　2/3以内
④ＬＰガスタンク　4/5以内

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

ＬＰガス事業者の価格の大宗を占めている人件費等に寄与する設備導入や、大口需要家等のガスタンク設備の導入を支援することにより、持続的な小売価格低減を目標とする。

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

令和5年度補正予算案額　580億円

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課、水素・アンモニア課

事業の内容

事業目的

本事業は、家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入支援を行い、その普及を拡大することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

また、家庭部門への高効率給湯器の導入を加速することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）の導入に係る費用を補助する。

特に、昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種等については補助額の上乗せを行うとともに、高効率給湯器導入にあわせて寒冷地の高額な電気代の要因となっている蓄熱暖房機等の設備を撤去する場合には、加算措置を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※ 機器・性能毎に一定額を補助。

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への高効率給湯器の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。

既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業

令和5年度補正予算案額 185億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進することにより、第６次エネルギー基本計画における家庭部門の計画省エネ量の達成に向けた取組を加速させるとともに、エネルギーコストの上昇に強い社会の構築につなげることを目的とする。

事業概要

既存賃貸集合住宅における小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入に係る費用を補助（定額）する。

また、業界団体やメーカー等と連携して全国のオーナー・消費者向けに給湯器を省エネ型に変えることの重要性を周知・広報し、省エネ型給湯器への更新を促す。さらに、消費者が省エネ型の賃貸集合住宅を選ぶような行動変容を促す環境を整備する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※機能毎に一定額を補助

成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

令和５年度補正予算案額 20億円

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料流通政策室

事業の内容

事業目的

災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーションなどの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるため、自衛的な燃料備蓄体制を構築し、災害時における施設機能の継続を目的とする。

事業概要

避難所や避難困難者が多数生じる施設等に設置するLPガスタンク、石油タンク等を導入する者に対し、LPガスタンク等の購入や設置工事費に要する経費の一部を補助する。

補助率：1/2以内（中小企業に対しては2/３以内）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

多数の避難者が発生する避難所等への設備導入の促進を通じて、社会的重要インフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指す。

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

令和5年度補正予算案額 13億円

資源エネルギー庁電力・ガス事業部
ガス市場整備室

事業の内容

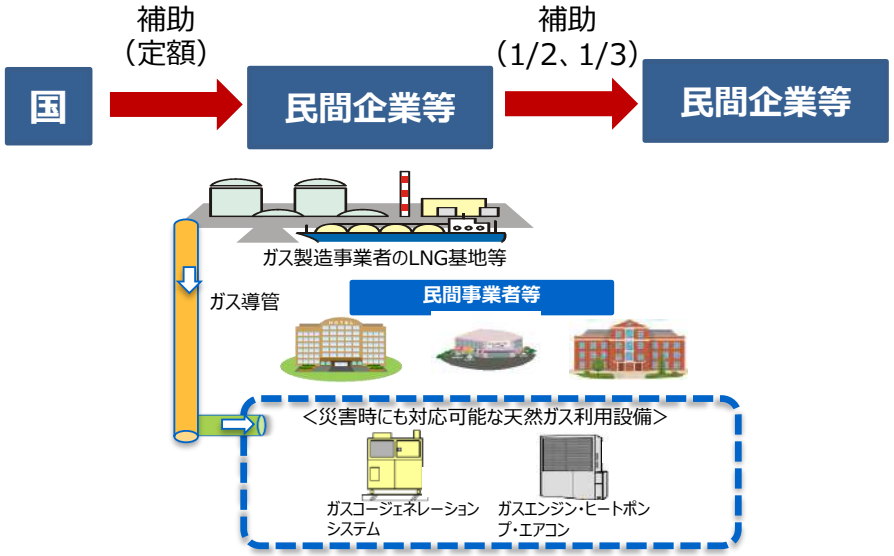
事業目的

災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入・更新を行う事業者に対し補助することで、災害時の強靱性の向上及び平時からの環境対策を図る。

事業概要

災害時の強靱性の向上及び平時からの環境対策を図るため、耐震性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける、災害時に機能を維持する必要性のある施設（避難施設、防災上中核となる施設等）において、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入・更新を行う事業者に対し補助を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和5年度補正予算では59箇所、事業終了の令和７年度までに780箇所の導入を目指す。

LNG戦略実現のためのIEA等との協働事業等

令和5年度補正予算案額 5.5億円

資源エネルギー庁
資源・燃料部資源開発課

事業の内容

事業目的

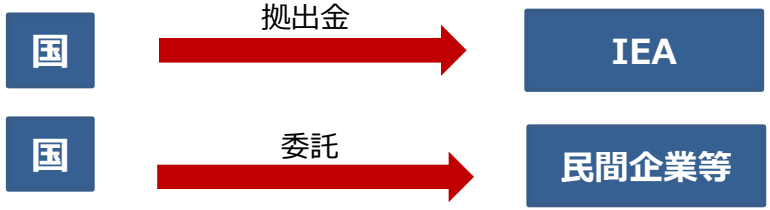
国際機関とも連携し、経済成長、エネルギーセキュリティ、気候変動対策を同時に達成するために、LNGの安定供給とLNGのよりクリーンな利用に向けて本年提案した具体的な枠組みを実行に移す。本事業を通して、LNG産消会議2023で議論された項目や政策方針として発表された内容を実現する。

事業概要

LNG産消会議2023の議論やLNG市場の安定化に向けた各国の施策等をまとめた”LNG Strategy for the World”に基づき、①リザーブ制度の提言をはじめとするInternational Energy Agency（以下、IEA）の機能強化や②CLEANイニシアチブの円滑な実施、③アジアとのLNG共同調達・新たなファイナンススキームの実現に必要な調査・事務局設置を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）国際機関と連携したガスセキュリティの強化



（２）LNG調達やプロジェクト組成に係る課題解決のための調査



成果目標

IEAの機能強化を通して、地域特性を踏まえたLNGのリザーブのあり方の提言を目指すとともに、流動性の高いLNG市場を構築するための施策の立案を通して安定した価格でのLNGの調達の実現を目指す。

経済産業省

2023年度
第4回業務委員会
資料№4-2

令和5年度補正予算案における
省エネ支援策パッケージ

2023年11月 資源エネルギー庁

省エネルギー課

エネルギーコスト上昇に対する省エネ支援パッケージ（経済対策）

事業者向け

1．省エネ設備への更新支援

- 工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などを、省エネ型設備へと更新することを支援する**「省エネ補助金」**について、**全類型において複数年の投資計画に切れ目なく対応する仕組みを適用**し、今後の支援の予算規模について、**今後３年間で7,000億円規模へと拡充**。また、**脱炭素につながる電化・燃料転換を促進する類型を新設**し、中小企業のカーボンニュートラルも一気に促進。【2,325億円（国庫債務負担行為の総額）】
- 高効率の空調や照明、断熱材等の導入を一体で進めることで、**既存の業務用建築物（オフィス、教育施設、商業施設、病院等）を効率的に省エネ改修する支援策（環境省事業）を新設**。【339億円（国庫債務負担行為の総額）】

2．省エネ診断

- **省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」**を、中小企業が安価で受けられるよう支援。【21億円】

家庭向け

3．経産省・国交省・環境省の３省連携による、住宅省エネ化支援 【4,215億円※新築を含む】

- ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の**高効率給湯器の導入支援**について、**昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種等の支援額を上乗せ**。また、寒冷地の高額な電気代の要因となっている**蓄熱暖房機等を一新する措置を新設**し、一体として進めていく。【580億円】
- さらに、設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい**賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ）導入の支援策を新設**。【185億円】
- これらの措置を、**環境省の省エネ効果の高い断熱窓への改修支援**【1,350億円】、**国交省の住宅省エネ化支援**【新築含め2,100億円】と合わせて、**３省連携でのワンストップ対応で実施**。

※「重点支援地方交付金」を追加し、全国各地の自治体によるエアコン・冷蔵庫等の省エネ家電買い換え支援や賃貸集合住宅向けの断熱窓への改修支援を促進。

※本資料に記載の措置は、11月10日に閣議決定された令和５年度補正予算案に盛り込まれた措置であり、今後国会の審議を経ることとなる。

1．(1) 省エネ設備への更新支援（省エネ補助金）

【国庫債務負担行為要求額 2,325億円】
※令和５年度補正予算案額：1,160億円

- 工場・事業所の設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、**カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要**。
- そのため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、**一部の製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）【新設】**、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）の３つの類型で企業の投資を後押し。

（Ⅰ）工場・事業場型

※旧ＡＢ類型

- 生産ラインの更新等、**工場・事業所全体で大幅な省エネ**を図る。
- 補助率：1/2（中小）1/3（大）
 ※先進設備の場合、2/3（中小）, 1/2（大）
- 補助上限額：15億円
 ※非化石転換の要件満たす場合、20億円

食料品製造業Ａ社（中小企業、海水を原料とした塩を製造）

- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、**事業所全体の設備・設計を見直し**。**３年で37.1%の省エネ**を実現予定。

【平釜】 【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



新設 （Ⅱ）電化・脱炭素燃転型

- **電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器**への更新を補助
- 補助率：1/2
- 補助上限額：３億円
 ※電化のための機器の場合は５億円

【キュポラ式】※コークスを使用 【誘導加熱式】※電気を使用



（Ⅲ）設備単位型

※旧Ｃ類型

- **リストから選択する機器**への更新を補助
- 補助率：1/3
- 補助上限額：１億円

【業務用給湯器】 【高効率空調】 【産業用モータ】



【参考】省エネ補助金の類型

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
（Ⅰ）工場・事業場型 ※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業） **生産ラインの入れ替えや集約**など、**工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助**	工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。	①省エネ率＋非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 先進要件 ①省エネ率＋非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量＋非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	設備費・設計費・工事費	中小企業等：**1／2**以内（先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、**2／3**以内） 大企業・その他：**1／3**以内（先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、**1／2**以内）	【上限】15億円/年度（非化石転換は20億円/年度） 【下限】100万円/年度 ※複数年度事業の上限額は20億円(非化石転換は30億円) ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円（非化石転換は40億円）
（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型 ※R5補正で新設 主に中小企業の活用を念頭に、**脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助**	化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。 対象設備は（Ⅲ）設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 （ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ）	設備費（電化の場合は付帯設備も対象）	**1／2**以内	【上限】３億円（電化の場合５億円） 【下限】30万円
（Ⅲ）設備単位型 ※従来のC類型（指定設備導入事業） より中小企業が使いやすいよう、**リストから選択する機器への更新を補助**	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。	設備費	**1／3**以内	【上限】１億円 【下限】30万円

上記に加え、「（Ⅳ） エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

➡ **いずれの類型も、複数年の投資計画に対応**

1．(2) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業
（環境・経産・国交連携事業）

【国庫債務負担行為要求額 339億円】
※令和５年度補正予算案額：111億円

デコ活 くらしの中のエコろがけ　環境省

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野において、2050年の目指す姿（ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保）を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、商業施設や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、くらしの質の向上を図る。

2. 事業内容

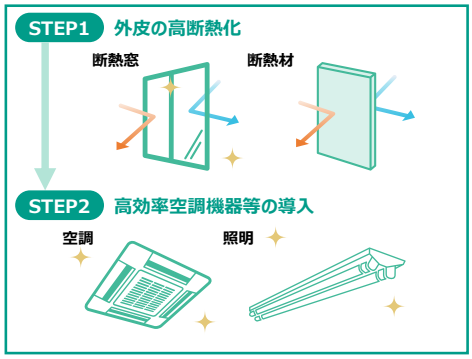
①業務用建築物の脱炭素改修加速化支援事業
　既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。
　○主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上※2削減されること（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%）、BEMSによるエネルギー管理を行うこと　等
　○主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明　等
　　（設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。）
　○補助額：改修内容に応じて定額又は補助率1/2～1/3相当　等

②業務用建築物の脱炭素改修加速化支援に係るデータ管理・分析等の支援業務
　本補助事業により改修した建築物に関するデータの管理・分析等を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　①間接補助事業　②委託事業
■委託先及び補助対象　地方公共団体、民間事業者・団体等
■実施期間　令和５年度

4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※1 ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。
※2 改修前のBPIが1.0以下の建築物は用途に応じ40%又は50%以上

お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

2．省エネ診断

【令和５年度補正予算案額：21億円】

- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支援を強化**（来年度は**今年度比倍増**の案件数を見込む）
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイス。省エネ診断を受けた場合は、**省エネ補助金の加点措置を行っており、診断から設備支援まで、一体とした支援**を実施。

①事前アンケート・面談

- 診断員が、工場のエネルギー管理者等と面談。
- 工場の設備の仕様や、普段の設備の使い方を確認し、ウォークスルーでの重点確認ポイントをすり合わせる。



②ウォークスルー

- 工場内をまわり、エネルギーの使い方を確認。
- 熱エネルギーの活用状況確認にあたっては、赤外線画像等も用いて、うまく活用できていない熱エネルギーの所在を確認。



③アフターフォロー

- ウォークスルー後、再度面談で、その場でできる省エネのアドバイスを実施。
 ＊４割の企業で、費用のかからない運用改善の提案を実施できている。
- 後日、診断員が、工場でできる省エネの余地をまとめた資料を作成し、中小企業に提案・説明を実施。

省エネ補助金の加点措置

■　**省エネ診断を実施している民間企業の例**

東京電力エナジーパートナー㈱、北陸電力㈱、西部瓦斯㈱、静岡ガス・エンジニアリング㈱、ダイキン工業㈱、パナソニック㈱、三浦工業㈱（令和４年度実績）
（電力会社・ガス会社や、照明・ボイラ・空調メーカー等の民間企業も診断機関として登録可能）

3．３省連携による住宅省エネ化支援

【令和５年度補正予算案額：4,215億円※新築を含む】

- **家庭で最大のエネルギー消費源である給湯器の高効率化**や、**省エネ効果の高い住宅の断熱窓への改修**に**経産省・環境省事業で手厚く支援**。国交省の住宅省エネ化支援と併せて、共通のホームページからの申請を可能とするなど、**３省連携でワンストップ対応**を行う。

概　要　**【３省連携予算案額：4,215億円※新築を含む】**

リフォーム工事内容			補助額	所管行政庁予算
①省エネ改修	性能が高い断熱窓の設置		工事内容に応じ**上限200万円/戸**（補助率1/2相当等）	環境省 1,350億円
	給湯器の設置	効率が良い給湯器の設置	主な補助額（機器・性能に応じて定額補助） （ａ）ヒートポンプ給湯機　**10万円/台** （ｂ）ハイブリッド給湯機　**13万円/台** （ｃ）家庭用燃料電池　**20万円/台**	経済産業省 580億円
		既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替	エコジョーズ/エコフィール （ａ）追焚機能無し　**5万円/台** （ｂ）追焚機能有り　**7万円/台**	経済産業省 185億円
	・窓や扉・建物の壁・床などの断熱改修 ・エコ住宅設備（湯を節約する水栓、湯の熱を逃がさない浴槽など）の設置		ⅰ）子育て世帯又は若者夫婦世帯の場合 ・既存住宅の購入を伴う場合は**最大60万円/戸** ・長期優良リフォームの場合は**最大45万円/戸** ・上記以外のリフォームを行う場合は**最大30万円/戸** ⅱ）その他の世帯の場合 ・長期優良リフォームの場合は**最大30万円/戸** ・上記以外のリフォームを行う場合は**最大20万円/戸**	国土交通省 2,100億円（新築含む）
② ①と併せて行う以下のリフォーム工事 ・住宅の子育て対応改修 ・バリアフリー改修 ・空気清浄機能/換気機能付きエアコン設置工事等				

申請窓口を一本化

3．(1) 高効率給湯器の導入支援

【令和５年度補正予算案額：580億円】

- **給湯器**は、**家庭のエネルギー消費量の約３割**を占め**最大のエネルギー消費源**。このため、**給湯器の高効率化はエネルギーコスト上昇への対策として有効**。
- 加えて、昨今、①再エネ拡大に伴う**出力制御対策**や②**寒冷地において高額な光熱費の要因となっている設備を一新**する必要性が高まっているため、これらに資する対策を重点的に措置する。

	ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	家庭用燃料電池（エネファーム）	ハイブリッド給湯機
エネルギー源	電気	ガス	電気・ガス
特徴	圧縮すると温度上昇し膨張すると温度が下がる、**気体の性質を利用して熱を移動させるヒートポンプの原理を用いてお湯を沸かし**、タンクに蓄えるもの。	都市ガスやLPガス等から作った**水素と空気中の酸素の化学反応により発電**するとともに、**発電の際の排熱を利用してお湯を沸かし**、タンクに蓄えるもの。	**ヒートポンプ給湯機とガス給湯器を組み合わせて**お湯を作り、タンクに蓄えるもの。二つの熱源を用いることで、より高効率な給湯が可能。
価格（機器＋工事費）	55万円程度	130万円程度	65万円程度
主な補助額	10万円 ※昼間の余剰再エネ電気を活用できる機器	20万円 ※レジリエンス機能を強化した機器	13万円 ※昼間の余剰再エネ電気を活用できる機器
商品イメージ	 出所）三菱電機	 出所）アイシン	 出所）リンナイ
追加措置	**蓄熱暖房機*1、電気温水器を撤去する場合**		
	＋10万円（蓄熱暖房機）　＋５万円（電気温水器）		

*1:蓄熱レンガを電気で温め、放熱することで部屋を暖める器具。

3．(2) 賃貸集合住宅の省エネ化支援　【令和５年度補正予算案額：185億円】

- **既存賃貸集合住宅**は、①住戸面積が小さいためにヒートポンプ給湯器等の導入が困難であり、②機器導入コストを負担するオーナーは光熱費負担者でないことが多いことから、給湯分野における省エネが進みにくく、**高効率給湯器支援が行き届きにくい領域**。
- そのため、**賃貸集合住宅に限り、潜熱回収型給湯器（エコジョーズ　※省エネ型の給湯器）の導入を促進する支援を創設**するとともに、業界団体やメーカーと連携して、**省エネ型の住宅が選ばれやすい環境整備**を進める。

	潜熱回収型給湯器（エコジョーズ等）
エネルギー源	都市ガス/ＬＰ/石油
特徴	**従来型のガス給湯器では捨てられていた排気ガスの熱を再利用**することで、より少ないガスの燃焼でお湯を沸き上げるもの。 ※：エコジョーズのほか、石油をエネルギー源とする潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)も対象とする
価格（機器＋工事費）	20～35万円程度
補助額	追い焚き機能なし：5万円/台 追い焚き機能あり：7万円/台



出所）ノーリツ

3．(3) 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ･省CO2加速化支援事業（環境･経産･国交連携事業）　【令和５年度補正予算案額：1,350億円】

デコ活 くらしの中のエコ・ライフ　環境省

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

・既存住宅の早期の省エネ化により、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適なくらしの実現、2030年度の家庭部門からのCO_2排出量約７割削減（2013年度比）に貢献し、くらし関連分野のGXを加速させる。
・先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現。
・2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保に貢献。

2. 事業内容

①既存住宅における断熱窓への改修を促進し、くらし関連分野のGXを加速させるため、以下の補助を行う。

既存住宅における断熱窓への改修
補助額：工事内容に応じて定額（補助率1/2相当等）
対　象：窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事
（熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）

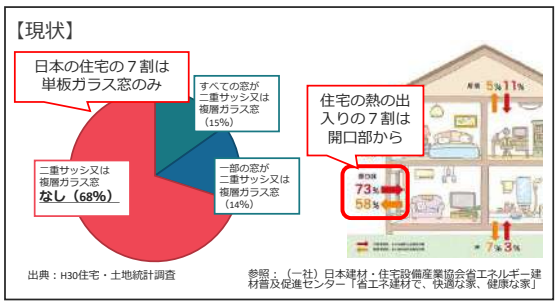
②本補助事業の運営に必要な、データ管理・分析等の支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　①間接補助事業　②委託事業
■補助対象・委託先　①住宅の所有者等　②民間事業者・団体
■実施期間　令和５年度

4. 補助事業対象の例





お問合せ先：　環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

3．(4)質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）

【令和５年度補正予算案額 ： 2,100億円※新築を含む】

１ 制度の目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい**子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得**や、**住宅の省エネ改修等**に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯　若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

２ 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象（事業者が申請）

※経済対策閣議決定日（令和5年11月2日）以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限る（交付申請までに事業者登録が必要）。

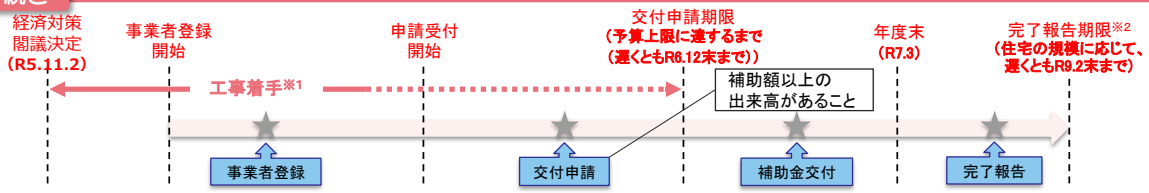
子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
①長期優良住宅 **②ZEH住宅** （強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの） ※ 対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。 ※ 土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る）に立地している住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域）内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は原則除外とする。	①100万円／戸 ② 80万円／戸 ただし、以下の(i)かつ(ii)に該当する区域に立地している住宅は原則半額 (i) 市街化調整区域 (ii) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る）

住宅のリフォーム＊1

対象工事	補助額
① 住宅の省エネ改修 **② 住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等** **（①の工事を行った場合に限る。）＊2**	**リフォーム工事内容に応じて定める額※** **・子育て世帯・若者夫婦世帯：上限30万円／戸** **・その他の世帯　：上限20万円／戸** ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円／戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯：上限45万円／戸 ・その他の世帯　：上限30万円／戸

３ 手続き



※1　新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手　※2　完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

＊1「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」（環境省）、「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」（経済産業省）（＊2において「3省連携事業」という。）との**ワンストップ対応**を実施

＊2　3省連携事業により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする

関連HP

★支援策については、各省にお問い合わせください。

- 新たな住宅省エネ化支援に関するお知らせ
 https://www.meti.go.jp/press/2023/11/20231110004/20231110004.html　（経済産業省）
 https://www.env.go.jp/press/press_02387.html　（環境省）
 https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001202.html　（国土交通省）

- 冬季の省エネ・節電メニュー、リーフレット
 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/index.html#2（経済産業省）

各支援策の公募情報については、今後省エネポータルサイトに順次掲載していきます。
【省エネポータルサイト】
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/